

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

件 名	現行の敬老乗車証制度の継続
要 旨	<p>京都市は、京都市行財政改革計画（案）を公表し、事業見直しや受益負担の適正化等において、敬老乗車証制度は①交付開始年齢を70歳から段階的に75歳に引き上げる、②交付対象を年間所得金額700万円未満に制限する、③利用者の負担額を引き上げると示している。</p> <p>敬老乗車証制度は1973年に制度化され、高齢者に敬老の意を表し、高齢者が社会活動に参加して生きがいづくりに役立ち、さらに経済効果もあり、多くの市民に宝として重宝されてきた。それを京都市は交付年齢の引上げや負担額を引き上げて制度を切り捨てようとしている。さらに、京都市は制度発足時の負担は3億円、利用者は7万人、平均寿命は70歳だったが、今日では負担は52億円、利用者は15.3万人、平均寿命は80歳となっているため見直しが必要と説明しているが、市民の寿命や人口増は当初から想定されていたことであり、交通料金や財政規模も増加していることから単純な比較で改悪することは道理ではない。</p> <p>京都市は、敬老乗車証制度の改悪と共に、保育園や学童保育所利用料の値上げや補助金の削減、公共料金の値上げなど市民生活に多大な負担を押し付けようとしている。多大な負担が想定される北陸新幹線建設や堀川道路バイパス計画など不要不急の大型工事の見直しを行えば、敬老乗車証制度を現行のままで継続することは十分可能である。</p> <p>ついては、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敬老乗車証の交付開始は70歳を継続すること。 2 敬老乗車証の交付対象の所得制限を行わないこと。 3 敬老乗車証の利用者負担額を引き上げないこと。
回付委員会	教育福祉委員会

受 理 番 号	受 理 年月日	陳 情 者
552	令和3年 7月5日	――
553	令和3年 7月5日	――

554	令和3年 7月9日	
555	令和3年 7月5日	
556	令和3年 7月5日	
557	令和3年 7月5日	
558	令和3年 7月5日	
559	令和3年 7月5日	
560	令和3年 7月5日	
561	令和3年 7月5日	
562	令和3年 7月5日	
563	令和3年 7月5日	
564	令和3年 7月5日	

565	令和3年 7月5日	
566	令和3年 7月5日	
567	令和3年 7月5日	
568	令和3年 7月5日	
569	令和3年 7月5日	
570	令和3年 7月5日	
571	令和3年 7月5日	
572	令和3年 7月5日	
573	令和3年 7月5日	
574	令和3年 7月5日	
575	令和3年 7月5日	

576	令和3年 7月5日	
577	令和3年 7月5日	
578	令和3年 7月5日	
579	令和3年 7月9日	
580	令和3年 7月9日	
581	令和3年 7月9日	